

# 大崎地方合併協議会

## 第 6 回新市名称及び市章選定小委員会

日 時：平成 17 年 3 月 26 日(土)午前 10 時  
場 所：宮城県古川合同庁舎 1 階 「大会議室」

### 次 第

- 1 開 会
- 2 開会の挨拶
- 3 報告事項
  - ( 1 ) 第 5 回小委員会開催結果について
  - ( 2 ) 名付け親賞及び特別賞当選者への賞品の発送について
- 4 協議事項
  - ( 1 ) 新市の市章選定スケジュール(案)について
  - ( 2 ) 新市の市章候補募集要領(案)について
  - ( 3 ) 新市の市章候補選定基準(案)について
  - ( 4 ) 次回会議の開催について
- 5 そ の 他
- 6 閉会の挨拶
- 7 閉 会

# 報 告 事 項

- ( 1 ) 第 5 回小委員会開催結果について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- ( 2 ) 名付け親賞及び特別賞当選者への賞品の発送について・・・・・・・・ P 7

報告事項（１）

第５回小委員会開催結果について

第５回小委員会開催結果について、別紙のとおり報告する。

# 第5回新市名称及び市章選定小委員会結果報告書

開催日時 平成16年1月26日(月) 午後1時30分  
開催場所 宮城県古川合同庁舎 5階 「501会議室」  
出席委員等 出席委員 16名 ・ 欠席委員 5名  
傍聴者 一般 0名 ・ 報道機関 3名  
事務局職員

## [ 会議概要 ]

番号	項 目	結 果 概 要	備 考
1	開会の挨拶	佐藤委員長の挨拶	
2	[ 報告事項 ] 新市名称の名付け親大賞等当選者 及び各賞の贈呈について	・平成15年12月25日開催 の第9回協議会での名付け 親大賞等各賞の抽選結果,平 成16年1月17日開催の 第10回協議会での大賞受 賞者への大賞贈呈状況,名付 け親大賞等賞品及び副賞に ついて報告 ・名付け親賞,特別賞当選者へ 賞品の希望調査中の報告	
3	[ 協議事項 ] (1)新市の市章候補募集要領(案) について  (2)新市の市章候補選定基準(案) について	新市の市章候補募集要領 (案)については原案のとおり とし,市章候補の募集期間と 市章候補応募用紙兼募集パ ンフレットについては,次回 小委員会で検討することが 確認される。 新市の市章候補選定基準 (案)の3について「3採用作 品の変更 採用作品の使用	

		に当たっては、作品に若干の変更を加える場合がある。」と訂正することが確認される。	
4	<p>[ その他 ]</p> <p>次回会議の開催について</p> <p>「協定項目 19 慣行の取扱い」における「市章」に関わる部分の記述について</p>	<p>6月の構成市町議会における合併の議決以降を目途に、正副委員長と日程を協議し、別途連絡することが確認される。</p> <p>平成16年2月6日開催の第11回大崎地方合併協議会に提案予定の「協定項目19 慣行の取扱い」における「市章」に関わる部分の記述内容について確認される。</p>	
5	閉会の挨拶	小笠原副委員長より挨拶	

## 第5回小委員会協議事項確認内容

### 1 市章候補募集要領（案）について

要領1の趣旨については原案のとおりとするが、募集パンフレットの中に市名選定理由と大崎の概要・自然条件・歴史的背景を記載した資料を提示することとし、次回小委員会で検討する。

要領2の募集する市章の色については黒1色とすることとするが、色は新市になってからの運用で決めるか、合併時まで決定するか再検討する。

要領2の他市町村章及び登録商標については、候補の選考段階で調査することとし、訴訟事例を次回の小委員会で報告する。

要領3の応募にあたっての応募用紙への記載事項（住所・氏名等）については、要記入であることを、パンフレットに掲載すること。

要領4の市章の募集期間については、関係1市6町の議会で合併議決を頂いた後とし、次回小委員会で検討する。

要領5の周知方法で、学校関係は配付のみとする。

要領6の賞金贈呈で、子どもが当選者の時は、父兄の代理受領とする。

要領8の著作権関連については、取得とデザイン変更の際の著作権に関して調査し、次回小委員会で報告する。

### 2 市章候補選定基準（案）について

選定基準2の選定方法については、学識経験者等の取扱いについては、選考方法も含め次回小委員会で検討する。

選定基準3を次の文言に改める。

タイトル：応募作品の修正      採用作品の変更

内 容：採用作品の使用に当たっては、作品に若干の変更を加える場合がある。

### 3 その他

次回会議の開催については、6月の構成市町議会における合併の議決以降を目途に、正副委員長と日程を協議し連絡する。

「協定項目19 慣行の取扱い」における「市章」に関わる部分の記述について確認。

『1.慣行の取扱いのうち新市の市章については公募することとし、新市の市章候補の選定を「新市名称及び市章選定小委員会」に付託し、小委員会において協議、調整のうえ、合併時まで協議会で決定する。』

# 商標及び著作権

## 1 商標

### (1) 商標

商標とは、事業者が自己の取り扱う商品、サービスを他人の商品、サービスと区別するために、その商品、サービスについて使用するマークをいう。

### (2) 構成

文字商標 図形商標 記号商標  
文字、図形、記号、立体的形状の二つ以上が結合した商標

### (3) 登録

商標登録願を特許庁に提出

### (4) 効果

全国的に効力が及ぶ商標権が付与され、権利者は誰からも排除されることなく、指定商品又は指定役務について登録商標を独占的に使用できる。(10年間使用可・10年の存続期間で何回でも更新可)  
他人が登録商標と同一又は類似の範囲内で登録商標の使用等の行為をすると権利侵害となり、侵害者に対して侵害行為の差し止め、損害賠償等の請求をすることができます。

効力範囲		同一商標	類似商標	類似しない商標
	同一商品(サービス)	侵害	侵害	侵害でない
類似商品(サービス)	侵害	侵害	侵害でない	
類似しない商品(サービス)	侵害でない	侵害でない	侵害でない	

### (5) 参考事例

- 「スマイルマーク」の類似範囲が限定された事例
- ・本件商標の出願時には従来より慣用 商標権の限定禁止  
(平成13年10月25日大阪地裁12(ワ)5986)

### (6) 根拠法令

商標法(昭和34年4月13日法律第127号)

## 2 著作権

### (1) 著作権

著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいい(小説、音楽、絵画、映画、写真等)、これらの作品を無断利用等から守る著作者の権利をいう。

### (2) 著作権の種類

著作財産権(財産権として、他人に譲渡出来る。)

種類：複製権・展示権・貸与権・譲渡権等

事例：今回の市章候補募集に際しては、募集要項等で、著作権は主催者に帰属すると記載をする。(著作権が譲渡されたことになる。)

注意事項：募集要項等で、変更する旨の掲載をしても著作者に承諾を得た方がよい。

著作者人格権(著作者に一身専属的な権利であり、他人に譲渡する事は出来ない。)

種類：公表権・氏名表示権・同一性保持権

事例：自分の著作物の内容等を自分の意に反して勝手に改変されない。

注意事項：著作物を翻訳や編曲などの二次的著作物の利用は、募集要項等で変更する旨の掲載を要する。

### (3) 著作権の発生

手続は不要で、著作者が著作物を創作したときに自動的に発生する。

### (4) 著作権侵害対策

間違いなく侵害であると確信がある場合は、一般的にはその行為を中止させるために、控訴状を出します。それでも中止しない場合は、最終的には訴訟を行うこととなります。損害賠償を請求することもできます。

ただし、著作権侵害の判断は、容易でない。

### (5) 参考事例

アニメ映画「耳をすませば」の絵コンテのコピーをインターネットオークションで販売した事例

・ビデオ通販業者が著作権法違反で逮捕(平成16年11月22日)

### (6) 根拠法令

著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)



報告事項（２）

名付け親賞及び特別賞当選者への賞品発送について

名付け親賞及び特別賞当選者への賞品発送について、別紙のとおり報告する。

## 受賞者への賞品発送一覧表

賞品名	発注先	個数
ササニシキ60kg	JAみどりの	1
鳴子温泉ペア宿泊券	鳴子町観光協会	1
商品券(JCB5千円)	JCB代理店(日本旅行)	16
商品券(JCB1万円)	JCB代理店(日本旅行)	4
商品券(ジャスコ5千円)	ジャスコ	1
商品券(ジャスコ1万円)	ジャスコ	1
鳴子こけし(1尺2寸)	鳴子町物産協会	4
鳴子こけし(1尺5寸)	鳴子町物産協会	3
鳴子漆器(汁椀)	鳴子町物産協会	3
鳴子の風ギフトセット 発泡酒&ソーセージの詰め 合わせセットA	(株)鳴子温泉ブルワリー	1
鳴子の瞳(10個入)	鳴子町ブルーベリー生産 加工組合	1
ジャージーアイス(16個) 各種類を混ぜて	ハートフルランド・ジャージー 牧場(有)	2
ジャージーヨーグルト・牛乳 牛乳1リットル×3 飲むヨーグルト720ml×4 ヨーグルト×3	ハートフルランド・ジャージー 牧場(有)	1
田尻ハムセット 5,000円セットG - 501	アグリハウス加護峰	2
古川産仙台黒毛和牛 (ロースステーキ)200g×2	(株)栄和(仙台市)	3
<b>合 計</b>		<b>44</b>

名付け親大賞	1名
名付け親賞	10名
特別賞	30名
合 計	41名

賞品の発送数と受賞者数の相違は、親大賞が2品目、親賞で2品目(5千円相当)を選択された方がいるため。

# 協 議 事 項

- ( 1 ) 新市の市章選定スケジュール(案)について・・・・・・・・・・ P 9
- ( 2 ) 新市の市章候補募集要領(案)について・・・・・・・・・・ P 10
- ( 3 ) 新市の市章候補選定基準(案)について・・・・・・・・・・ P 14
- ( 4 ) 次回会議の開催について・・・・・・・・・・ P 15

協議事項（１）

新市の市章選定スケジュール（案）について

月 日	協 議 会	小委員会	協 議 事 項
平成16年 1月26日 (月)		第5回会議	・新市の市章候補募集要領（案）について ・新市の市章候補選定基準（案）について
2月 6日 (金)	第11回会議		・経過報告（第5回小委員会）
2月			・名付け親賞及び特別賞の送付
平成17年 3月26日 (土)		第6回会議	・市章選定のスケジュール（案）について ・新市の市章候補募集要領（案）について ・新市の市章候補選定基準（案）について
5月 中旬	第34回会議		・経過報告（第6回小委員会） ・パンフレット及びポスター最終案提示
5月			(5月上旬～下旬・印刷及び配布)
6月 1日 (水)			・市章候補の公募開始（7月29日まで）
6月 下旬	第35回会議		・経過報告（応募状況）
7月 下旬	第36回会議		・経過報告（応募状況）
8月 下旬		第7回会議	・募集結果報告 ・新市の市章候補第1次選定
8月 下旬	第37回会議		・経過報告（応募状況）
9月 上旬		第8回会議	・新市の市章候補第2次選定
9月 下旬		第9回会議	・新市の市章候補最終選定（5作品）
10月 中旬	第38回会議		・新市の市章候補報告 ・新市の市章第1次協議
11月 以降	第39回会議		・新市の市章（決定）

## 協議事項（２）

### 新市の市章候補募集要領（案）について

#### （趣 旨）

- 1 この要領は、古川市・松山町・三本木町・鹿島台町・岩出山町・鳴子町及び田尻町の1市6町が、合併して誕生する「大崎市」の市章候補を募集して、「大崎市」にふさわしい市章を制定することを目的とする。

#### （募集する市章）

- 2 募集する市章は、次のとおりとする。
  - （１）古川市・松山町・三本木町・鹿島台町・岩出山町・鳴子町及び田尻町が合併して誕生する「大崎市」にふさわしい「市章」であること。
  - （２）市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。
  - （３）用紙の地色は白色とし、デザインは黒1色とする。なお、グラデーション（色の濃淡を連続的に階調で表現すること。）は不可とする。
  - （４）他市町村章及び他商標等と類似しないものであること。
  - （５）自作の未発表作品であること。

#### （応募方法等）

- 3 応募の条件、方法、期間等については、次のとおりとする。
  - （１）応募資格は、問わない。
  - （２）応募は、一人3作品以内とする。
  - （３）応募は、専用の応募用紙又は縦横12センチメートルの枠を書いたA4白色用紙（専用の応募用紙に準じたもの。）を縦長で使用し、用紙1枚につき1作品とする。
  - （４）応募に当たっては、「デザインの趣旨」、「住所」、「氏名（ふりがな）」及び連絡先（電話番号等）を用紙に記載する。
  - （５）応募は、持参又は封書による郵送とする。（Eメール等による応募は受け付けない。）
  - （６）応募先は、大崎地方合併協議会事務局「市章募集係」とする。

(募集期間)

- 4 募集期間は、平成17年6月1日から平成17年7月29日とする。  
ただし、郵送による場合は、平成17年7月29日必着とする。

(周知方法)

- 5 大崎地方合併協議会(以下「協議会」という。)だより、協議会ホームページ、関係市町の広報紙等への掲載や公共施設へのチラシの配付をはじめ、報道各社への依頼等の広報活動を積極的に行う。

(賞 金)

- 6 応募された作品の中から、次の賞を決定し、賞金を贈呈する。
- |                |    |          |
|----------------|----|----------|
| (1) 最優秀賞(採用作品) | 1点 | 200,000円 |
| (2) 優秀賞        | 4点 | 20,000円  |

(発 表)

- 7 協議会において市章が決定された後、協議会だより及び協議会ホームページで発表する。

(著作権等)

- 8 採用作品に関する著作権等については、次のとおりとする。
- (1) 採用作品に関する一切の権利は、協議会及び新市に帰属する。
  - (2) 応募作品は、返却しない。
  - (3) 採用作品の使用に当たっては、作品に若干の変更を加える場合がある。

(その他)

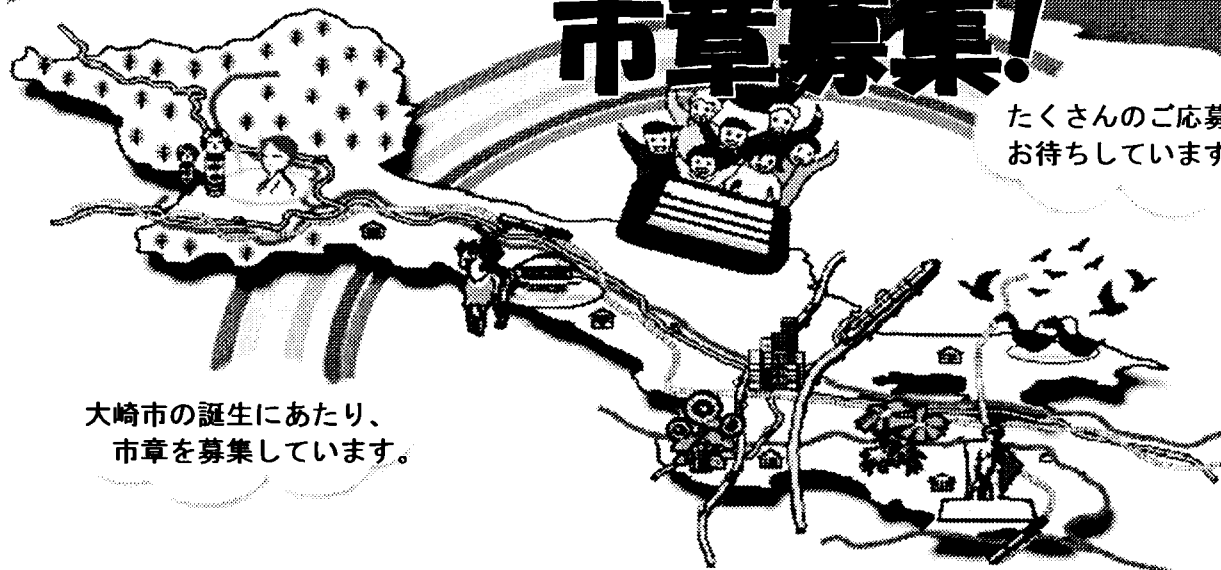
- 9 その他、新市の市章選定に関し必要な事項については、新市名称及び市章選定小委員会において定める。

# おおさき 「大崎市」

平成18年3月31日誕生

## 市章募集!

たくさんのご応募を  
お待ちしております。



大崎市の誕生にあたり、  
市章を募集しています。

### 新市の市章応募要領

#### 市章応募にあたっての留意事項

古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町及び田尻町の1市6町が合併して、誕生する「大崎市」の市章を募集します。

応募する際には、下記の事項にご留意ください。

- (1) 新市「大崎市」にふさわしい「市章」であること。
- (2) 市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。
- (3) 用紙の地色は白色とし、デザインは黒一色とする。なお、グラデーション(色の濃淡を連続的に諧調で表現すること。)は不可とする。
- (4) 他市町村章及び他商標等と類似しないものであること。
- (5) 自作の未発表作品であること。
- (6) 応募作品に若干の補正を加える場合があります。

#### 著作権等について

採用作品(デザイン・趣旨)を市旗、バッジ、印刷物等に使用する場合の著作権等については、下記のとおりとしますので、応募する際にはご注意ください。

- (1) 採用作品に関する一切の権利は、協議会及び大崎市に帰属します。
- (2) 採用作品の使用にあたっては、作品に若干の変更(色含)を加える場合があります。
- (3) 応募作品については、返却いたしません。

=大崎豊饒の大地から平成のデモクラシー=

### 大崎地方合併協議会

#### ■応募方法

①デザイン ②デザインの趣旨  
③氏名(ふりがな) ④連絡先(電話番号等)  
を「大崎市の市章デザイン応募用紙」にご記入の上、  
下記に持参又は封書(用紙を折らない大きさのもの)による郵送でご応募ください。

※ファクシミリ、メールでの受付は行いません。  
※持参の場合に限り、表1(2ページ)でも受け付けます。

#### ■応募先

〒989-6117  
宮城県古川市旭四丁目1番1号  
宮城県古川合同庁舎 5階  
大崎地方合併協議会「市章募集係」

#### ■応募期間

平成17年 月 日  
～平成17年 月 日(事務局必着)

#### 応募できる方

どなたでも応募できます。

#### 賞 金

最優秀賞(採用作品) 優秀賞

1点 20万円 4点 2万円

受賞者の方については、協議会だより、協議会ホームページ等で発表します。

#### ご注意ください

応募は、専用の応募用紙(4ページ)又は縦横12センチメートルの枠を書いたA4サイズの白色の用紙(専用の用紙に準じたもの)を縦長で使用し、用紙1枚に1作品、1人3作品以内とさせていただきます。

# 「大崎市」の概要

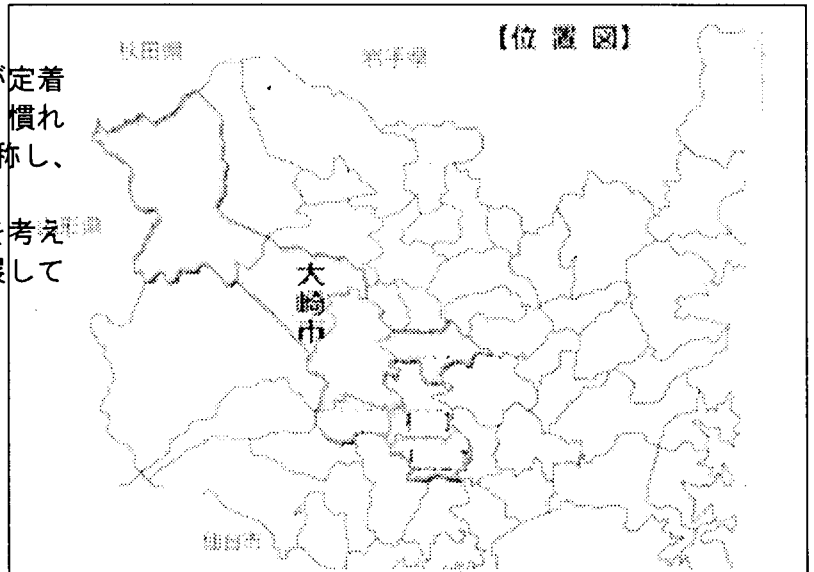
●古川市 ●松山町 ●三本木町 ●鹿島台町 ●岩出山町 ●鳴子町 ●田尻町

宮城県の北西部、大崎地方の中に位置する1市6町（面積795.30km<sup>2</sup>）は、南は黒川郡・宮城郡、東は遠田郡、登米市、北は栗原市、西は加美郡、秋田県、山形県にそれぞれ接しています。

## 「大崎市」名称の選定理由

大崎地方、大崎平野、大崎耕土という表現が定着しており、地理的な特徴が顕著であると共に、慣れ親しんだ呼称でもあり、構成する1市6町を総称し、すべての人が共有できる。

また歴史的、文化的な背景があり、知名度を考えた場合でも適当であり、大崎地方の中心となって発展していく新市の名称にふさわしい。



## 大崎市の概況

- 人口（H12 国勢調査） 139,313人
- 面積 795.30km<sup>2</sup>
- 農業産出額（H13） 27,290百万円
- 製造品出荷額等（H13） 239,059百万円
- 商業年間販売額（H14） 274,485百万円
- 観光客入込数 3,324,200人

## 作品を持参して応募する場合の受付場所【表1】

応募作品の受付場所については、持参する場合に限り、右記の場所でも行ないます。なお応募用紙についても設置いたします。

たくさんのご応募をお待ちしております。

古川市	古川市役所・大崎地方合併協議会
松山町	松山町役場
三本木町	三本木町役場
鹿島台町	鹿島台町役場
岩出山町	岩出山町役場
田尻町	田尻町役場
鳴子町	鳴子町役場

## 1市6町の市章・町章

市章は、市の旗や広報紙等の印刷物などに市のマークとして用いられるもので、市の特徴や願い、名称の図案化などそのマークには様々な意味があります。

	<p>古川市</p>  <p>荒雄川（江合川）をはさみ、四周諸村が合併した歴史を明らかにし、その円満にして荒雄の流れの絶えることのないように市の永遠性を表しています。</p>	<p>松山町</p>  <p>松山町の「マ」を図案化したもので、町民が自由と平和を求め、美しい風習を育てつつ豊かな生活を築き、ともどもに繁栄を願って努力し合うとして、定められました。</p>	<p>三本木町</p>  <p>三本木町の「さ」を図案化したもの。円形は町の和、中央の白線は鳴瀬川、両端の翼形は飛躍発展する町の姿を象徴しています。</p>
<p>鹿島台町</p>  <p>かしまだいの「か」の字を図案化し丸い輪で囲んだもので、「か」の両翼は町の飛躍発展を表し、輪は町民の団結と平和を表しています。</p>	<p>岩出山町</p>  <p>岩出山町の「い」と「わ」を図案化したもので、全体の形は「出」と「山」の字を兼ねている。四方に広げた翼は元の4つの町村を、中の縦の線は町の真ん中を流れる江合川を表し、外側の丸みは町民の結びつきと和を意味しています。</p>	<p>鳴子町</p>  <p>「NARUKO」の頭文字「N」を図案化したものである。円形の部分は鳴子町の由緒ある歴史と栄光ある永遠性を讃えるとともに町民の団結と融和を表し、のびやかな形の「N」は、鳴子町の将来の発展を象徴したものです。</p>	<p>田尻町</p>  <p>田尻の「た」を図案化したもので、2つの円は町と家庭の融和の和と団結を意味し、末広は、田尻町の限りない発展、飛躍を表したものです。</p>



# 「大崎市」ってこんなところ！

## ■1市6町の自然的条件、産業・文化の特徴■

- 大崎地方**の中に含まれる1市6町（古川市・松山町・三本木町・鹿島台町・岩出山町・鳴子町・田尻町）が合併し誕生する「大崎市」は、西部の山岳地帯荒雄岳を源とする江合川、船形連峰を源とする鳴瀬川の2つの大きな川が、西から東に向かって流れています。また鳴子、岩出山から流れる小山田川については、栗原地域を経て田尻に流れています。
- 山間部の豊かな森林**に覆われた自然を源とする水は、区域の北西から南東に広がる肥沃に満ちた広大な平野「大崎耕土」を潤し、昔から米どころとして稲作の盛んな地域です。
- 宮城県土地利用基本計画**では、本地域の土地利用については、古川市を中心とした都市機能の充実を図るとともに、環境と調和した快適な生活環境の整備を促進し、ゆとりと安らぎのある地域の形成に努めるものとされています。
- 都市部**については、周辺地域における農林業的土地利用との調和を図りながら、教育・文化・情報等の都市機能の充実を図るとともに、東北新幹線、東北自動車道の高速交通体系を活用した商工業等の立地基盤の整備を促進し、また、緑地や水辺空間の保全、創出を促進し、美しくゆとりある市街地の整備を図ることとされています。
- 農村部**については、農業の生産性と高付加価値を図るため、肥沃で広大な大崎耕土の優良農地の確保と生産基盤の整備を促進し、併せて、美しい農村景観の保全・復元を進め、魅力ある田園空間の形成に努めることとされています。
- 山間部**については、林業の振興に加え、国土保全及び自然学習等の諸機能が高度に発揮されるよう多様な森林の整備を図るとともに、優れた景観及び歴史的環境を生かし、観光・レクリエーション地域としての機能の充実に努めるものとされています。
- 産業的特性**から見た本地域は、主要な産業が農業となっており、「日本の食糧供給基地」として広大で肥沃な大崎耕土に恵まれた良質米「ササニシキ」「ひとめぼれ」などを産しています。これら良質米に加え、園芸、畜産、林産物などについても「大崎市」の重要な複合的産業となります。
- 自然は**、栗駒国定公園、蕪栗沼、化女沼、加護坊山などの優れた環境や鳴子温泉をはじめとする温泉施設、歴史の道「奥の細道」など数多くの文化遺産にも恵まれており、豊富な観光資源を活用したレクリエーション産業が発展しています。
- 文化的特性**については、多くの遺跡、史跡、名勝、天然記念物などの指定文化財や昔から受け継がれてきた太鼓、神楽、獅子舞に代表される伝統工芸などの文化遺産を継承しており、各市町の文化的活動が盛んに行われています。

## ■1市6町の歴史的背景■

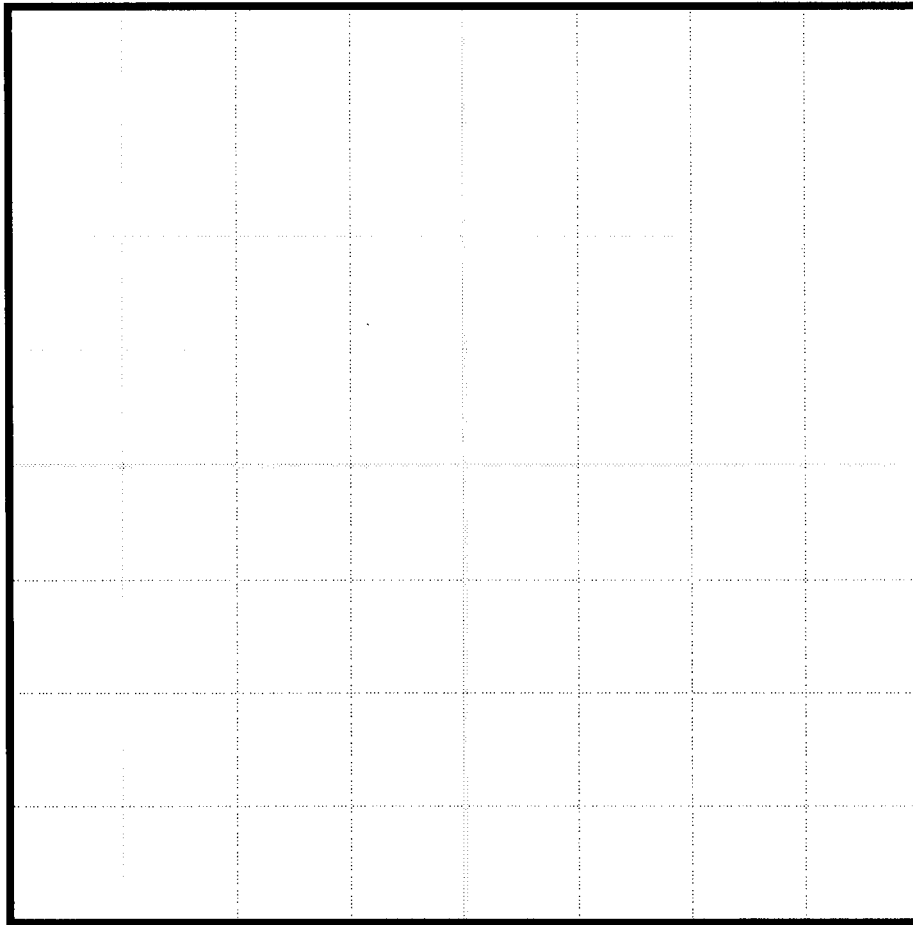
宮城県北地域が大崎地方といわれる所以は、中世に奥州探題大崎氏が支配していたことから「大崎」と呼ばれるようになったものです。また江戸時代には「大崎五郡（加美・志田・遠田・玉造・栗原）」と呼ばれ、それ以前は河内七郡とも呼ばれていました。

近世には仙台藩による領国経営が行われ、町制や街道、宿駅の整備などが進み、市や買米制度などが実施され、農業を基幹産業とする大崎地方の礎がつくられました。

# 大崎市の市章デザイン応募用紙

## ●デザイン

天



地

## ●デザインの趣旨

-----  
-----  
-----  
-----  
-----

## ●応募者

住 所	〒      ー
ふりがな	
氏 名	
連絡先 (電話番号等)	

お問い合わせ  
大崎地方合併協議会事務局「市章募集係」

〒989-6117  
宮城県古川市旭四丁目1番1号 宮城県古川合同庁舎 5階  
TEL (0229) 21-2177  
FAX (0229) 22-7066  
E-mail : kouhou@oosaki-gp.jp  
ホームページアドレス : <http://www.oosaki-gp.jp/>

## 協議事項（３）

### 新市の市章候補選定基準（案）について

#### 1 選定基準

- （１）古川市・松山町・三本木町・鹿島台町・岩出山町・鳴子町及び田尻町の  
1市6町が、合併して誕生する「大崎市」にふさわしい市章であること。
- （２）市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。
- （３）用紙の地色は白色とし、デザインは黒1色とする。なお、グラデーション（色の濃淡を連続的に階調で表現すること。）は不可とする。
- （４）他市町村章及び他商標等と類似しないものであること。
- （５）自作の未発表作品であること。

#### 2 選定方法

- （１）新市の市章は、新市名称及び市章選定小委員会（以下「小委員会」という。）において、応募作品の中から新市の市章としてふさわしい市章候補5点（順位は付けない）を選定し、大崎地方合併協議会（以下「協議会」という。）に報告する。
- （２）新市の市章の選定に当たっては、学識経験者等の意見を聞くことができる。
- （３）新市の市章の決定は、小委員会の報告を基に協議会で行う。

#### 3 採用作品の変更

採用作品の使用に当たっては、作品に若干の変更を加える場合がある。

## 協議事項（４）

### 次回会議の開催について

次回会議の開催については、下記のとおり提案する。

#### 記

##### 1 開催日時

平成17年 月 日（ ）  
午前・午後 時 分から

##### 2 場 所

未定

